

「令和2年度決算、組合会で承認」

令和3年7月16日に開催された第166回組合会において、令和2年度の事業報告及び収入支出決算報告が審議・承認されましたので、その概要をご報告致します。健康保険を賄う、一般勘定は総収入が29億9,897万円、総支出が26億7,283万円となり、3億2,614万円の黒字（繰入金なし）となりました。介護保険を賄う介護勘定は介護保険料率を18%としたため、4,729万円の黒字となりました。この結果令和2年度末の総財産は一般勘定35億5,523万円（法定準備金5億円、別途積立金30億円5,437万円、介護勘定残高は介護準備金として13,689万円となりました。一般勘定は、法定の準備金保有率100%に対して、192.81%と潤沢に推移しております。

事業概要

1. 医療保険制度等の全般状況

全国の健保組合の財政は依然高齢者への拠出金による圧迫の影響で苦しい状況

健保連の報告によると、令和3年度予算において、経常収支差額は5,098億円の赤字予定となり、赤字組合は1080組合で全組合(1,388組合)の8割を超える状況となっている。平均保険料率は9.23%と13年連続で過去最高となった。赤字の大きな要因は、保険料収入2167億円（対前年▲2.6%）に加え、高齢者医療への拠出金が1289億円（前年+3.6%）となったことによる。なお、保険給付費は新型コロナウイルス感染症予防の医療控えの影響で、対前年▲1.5%を見込んでいる。介護勘定についても、介護保険料率を引き上げた組合は全体の42.5%を占め、全体の5割を占める組合（664組合）の設定している保険料率が18%以上となっている。

2. ライオン健康保険組合の全般的な状況

前期高齢者支援金はダウン、後期高齢者納付金は大幅アップ 保険給付費は被保険者、被扶養者分双方が大幅に減少

厳しい財政状況の中、当健保組合では、令和2年度は一般勘定については前期高齢者納付金が大幅に減少し619,306千円（前年656,704千円）と減少、後期高齢者支援金も逆に729,052千円（前年681,845千円）と上昇傾向となった。

全体では被保険者の減少、平均標準報酬月額額の減少による保険料収入の減少となったが、医療控えによる保険給付費全体の減少幅がそれを上回った事により、実質の収支は326百万円の黒字となった。医療控えの傾向がいつまで続くか不明であり、リバウンドが発生し、保険給付費が増加するリスクも考慮しておきたい。

介護勘定財政は保険料増率で財政を維持 今後も予断を許さぬ状況

一方、介護納付金については、平成31年度から納付金の決定方式が完全総報酬制となり、介護納付金額の増加を余儀なくされることから、昨年に続いて本年度は保険料率を15/1000⇒18/1000に変更し対応した。その為介護勘定の収支は47.3百万円の黒字となり、介護勘定はなんとか安定路線を維持することができた。しかしながら、健保連の予測値からも、今後の介護納付金の更なる上昇は免れない状況であり、厳しい状況が続くと予想される。

2. ライオン健保組合の令和2年度財政状況

◇一般勘定

○被保険者数、標準報酬月額

被保険者数は減少傾向続く。平均標準報酬月額もダウン傾向に転じる

- ・被保険者数は、4,679名となり、前年から33名減少
- ・被扶養者は3,741名となり、前年から74名減少
- ・標準報酬月額は、減少に転じ、410,503円となり、前年から225円ほどの減少

○収支の状況

単年度実績は3.26億円の黒字 別途積立金へ保管 令和3年度は保険料率を据え置き

当健保の財政の推移は、平成22年度までは別途積立金を取崩して、一般保険料率を抑えてきたが、高齢者拠出金の負担増が継続する傾向となり、数年に渡って保険料率をアップしてきた。（平成23年度+8%（67%⇒75%）、25年度+5%（75%⇒80%）、26年度+10%（80%⇒90%）、27年度+5%（90%⇒95%）過去の保険料アップや、標準報酬月額ならびに標準賞与額の増加により、財政状況は安定化している。更に令和2年度は医療控えによる保険給付費の減少により黒字となった。

・令和2年度の実績は326百万円の黒字（繰入金なし）

・別途積立金は30.5億円（支出の約1.14年分）

令和3年度は現在のところの財政状況が安定している事、別途積立金残高が十分あることから保険料率を90/1000に据え置いた

○保有財産

財産は余裕のある状態 法定準備金と別途積立金で13.6か月分を維持

31年度末残高

法定準備金残高 50百万円（保有率 170.64%）

別途積立金残高 3,054百万円（月間支出13.7か月分）

◇介護保険

○被保険者数と標準報酬月額

被保険者数は減少 標準報酬月額はアップ

・被保険者数は、4,013名となり、前年から50名減少

・被扶養者数は、2,977名となり、前年から34名減少

・標準報酬月額は、27年度以降増加傾向、455,969円となり、前年から1,009円ほどの増加

○収支の状況

総報酬制移行により介護納付金は増加 介護保険料増率で対応（15/1000⇒18/1000）

・介護納付金が完全総報酬制への段階的移行により、24百万円の増額。

・納付金の増額を介護保険料率の増率によって対応し、単年度収支は47.3百万円の黒字

○保有財産

準備金残高は若干の増加 法定残高は維持

・平成2年度末 準備金残高の見通しは136.9百万円（前年対比47.3百万円増加）

健保連のシミュレーションを考慮すると、今後の介護納付金は増加傾向であるが、令和3年度の介護保険料率は一旦18/1000に据え置き 今後の動向を静観する。

II. 令和2年度 事業運営方針と実績について

1. 令和2年度の事業運営の基本的考え方

(1) 公法人としての自覚と責任を踏まえた公正・適正・円滑な事業運営

① 事業主、被保険者との相互理解と協調による円滑で迅速な事業運営

② 財政健全化に向け、一層の経費節減と費用対効果を踏まえた効果的な事業運営

(2) 保健事業実施に当たっては「健康増進法」「健康日本 21 計画」「保健事業等指針」及び「健康診査等指針」「高齢者の医療の確保に関する法律」の趣旨に基づき、健康増進推進事業者として事業主の協力も得ながら 1 次予防を主眼に被保険者等の健康保持・増進が図れる施策、医療費抑制に繋がる施策を優先的に取り上げる。中でも被保険者、被扶養者の特定保健指導については積極的に取り組む。

2. 事業運営方針と行った施策について

《平成2年度実績》

被保険者の福利に貢献する為、健康で安全に安心して仕事や生活ができる環境を整えることを健康保険組合の目標として、活動を行った。

① 健康保険法、組合規約に則った、安定した給付活動

② 「データヘルス計画」に基づく、特定健診(メタ健診)、被保険者への特定保健指導

被保険者の動機付け支援を健康サポート室に委託、積極的支援を外部業者に委託して推進した。特に独自に管理栄養士を採用して、直接の保健指導を実施した。

③ 医療費適正化に向けてのジェネリック医薬品への転換推進。

外部業者に委託して、ジェネリック医薬品への転換を奨める案内を郵送した。

④ 被扶養者の認定基準の見直し

夫婦共同扶養、自営業者の収入基準を見直し、被扶養者の検認の適正化を図った。

⑤ 任意継続被保険者の前納制度の定着化

平成31年度に本格的に推奨して、被保険者の納付保険料の節約に貢献、任意継続被保険者数の40%は前納制度を選択、保険料管理の合理化を図った。

⑥ 健康診断時のガン健診の実施

乳がん検診(30歳以上)マンモグラフィー、エコーによる検診(40歳以上)を実施

⑦ 健康づくり対策

35歳セミナー：新型コロナウイルス感染症予防対策により集合研修が中止。

50歳セミナー：新型コロナウイルス感染症予防対策により集合研修が中止

⑧ 分かり易い組合運営を目指して

新入社員を対象とした健保組合説明の実施

III. 残された課題 令和3年度に向けて

1. 特定保健指導の強化

新型コロナウイルスへの対応で遅れている健康診断の実施と、特定保健指導の徹底を図る。採用管理栄養士による、積極的支援者へアプローチをダイレクトに行い、生活習慣病予防の徹底を図る。

家族健診受診率の向上を図る。これまで手付かずであった被扶養者の特定保健指導の徹底を図り、データヘルス計画のスコアアップに繋げる。

2. 歯科検診実施方法の見直し

新型コロナウイルス感染対策の影響で、LDHによる歯科検診が延期、中止になった。

感染予防下における、歯科検診のやり方について検討の必要がある。

ハイリスク者の歯科医院の受診勧奨と、歯間清掃用具の高頻度使用化への仕掛けを行い、口腔ケア習慣の改善を促し、歯科医療費の削減へ繋げる。

3. データヘルス計画の継続取り組みと、健康経営指標への貢献

データヘルス計画の推進体制を再構築し、みずほR&T社のコンサルの元、健康経営指標(ホト500)維持体制とのコラボを図り、データヘルス計画の高得点化を目指す。

決 算 概 要

《一般勘定》

一般勘定における決算は、総収入 29 億 9,897 万円、総支出 28 億 870 万円で、2 億 6,728 万円の黒字（繰入金なし）となりました。

1. 収入面 ⇒ 健康保険料率について 一般 90.0/1,000 のまま現状維持。被保険者は 33 人減、平均標準報酬月額は前年から 225 円現になりました。
2. 支出面 ⇒ 高齢者への総拠出金は 13 億 4,839 万円（保険料収入に占める割合約 47.2%（前年 44.5%）で、前年度より 977 万円の増加（前年比 100.7%）となりました。内訳は前期高齢者納付金 6 億 1,930 万円（前年比 94.3%）、後期高齢者支援金 7 億 2,905 万円（前年比 106.9%）となりました。

《介護勘定》

介護勘定における決算は、介護保険料率を 15.0/1,000 から令和 2 年 3 月に 18/1,000 とし、総収入金額は 4 億 1,759 万円、総支出金額は 3 億 7,030 万円で、4,700 万円の黒字となりました。

以前予断を許さない状況ではあるが、準備金に若干余裕が出てきた事により、令和 3 年度の介護保険料は 18/1000 で据え置きと致しました。

平 成 3 1 年 度 末 財 産 目 録

収支決算の結果、平成 31 年度残金処分後の健康保険組合の財産は次の通りとなりました。

【一般勘定】

種 別	平成 31 年度残金処分後（千円）
法 定 準 備 金	500,000
別 途 積 立 金	3,054,371
土 地	0
建 物	0
建 築 物	0
器 具	682
無 形 固 定 資 産	180
	3,555,234

【介護勘定】

種 別	平成 31 年度残金処分後（千円）
準 備 金	136,891
合 計	136,891

令和2年度収入支出決算（一般勘定分）

平均標準報酬月額	410,053 円	被扶養者数	3,741 人
被保険者数	4,679 人	扶養率	0.80 人
平均年齢	44.61 歳		

< 収 入 の 部 >		< 支 出 の 部 >	
科 目	実績値（千円）	科 目	実績値（千円）
健康保険料収入	2,858,238	事務費	67,152
国庫負担金	656	保険給付費	1,087,960
利子収入	80	拠出金	1,348,395
施設利用料	0	保健事業費	125,663
特定健診・保健指導補助金	1,155	連合会費	985
特定健診等事業収入	25,802	雑支出	171
その他雑入	41		
小計（経常収入）	2,885,973	小計（経常支出）	2,630,661
調整保険料収入	42,127	財政調整事業拠出金	42,167
高齢者助成事業費	49,360		
財政調整事業交付金	19,658		
準備金・別積繰入	0		
助成金等追加収入	1,853		
収入合計	2,998,971	支出合計	2,672,833

令和2年度収入支出決算（介護勘定分）

健保組合運営の基礎数値（令和2年4月～令和3年3月）

平均標準報酬月額（介護保険料徴収対象者の平均）	455,969 円
介護保険対象者数（介護保険料徴収対象者数）	4,013 人
40歳～65歳未満の被保険者及び被扶養者 （40歳～65歳未満の被保険者及び40歳未満の被保険者（但し40歳～65歳未満の被扶養者がいる方）	2,903 人

< 収 入 の 部 >		< 支 出 の 部 >	
科 目	実績値（千円）	科 目	実績値（千円）
介護保険料収入	416,543	介護給付金	370,234
繰入金	0	介護保険料還付金	68
国庫補助金	1,045		
その他雑入	1		
収入合計	351,703	支出合計	370,302

保 健 事 業 報 告

1. 保健指導宣伝事業

健保ニュースの掲載、医療費のお知らせ等を配布し、保険給付への理解促進と医療費適正化への啓発活動を行いました。

また、事業主と協同し健康管理推進委員会や事業所健保窓口担当者打合せ会をオンラインで開催し、保健指導の推進・情報交換を行いました。各事業所では、衛生講話、健康講話、健康教室(禁煙セミナーなど)、心の健康づくり指導、健康PR紙の配布等により保健衛生普及活動を行いました。

2. 疾病予防事業(含む 特定健診・特定保健指導)

(1) 特定健診・特定保健指導

平成20年度に開始した生活習慣病の予防を目的とした特定健診・特定保健指導の実施率向上への取り組みを強化いたしました。

特定健診は40歳以上74歳以下の被保険者及び被扶養者が対象となるため、昨年度と同様従来実施していたドック健診及び家族健診を通して行いました。被保険者に対しては事業体にて実施し、一方、被扶養者及び任意継続被保険者(含む家族)に対しては外部機関(LSIメディエンス)への委託により行いました。また、婦人科健診の乳ガン検査では35歳以上のエコー検査とともに、40歳以上では偶数年齢対象者に乳房X線(マンモグラフィー)検査を継続して行っています。

特定保健指導については、健診データの階層化に基づき平成31年度(令和元年)の被保険者に対する動機付け支援を中心に実施しました。本年度からは、外部委託(ベネフィットワン・ヘルスケア)に加えて、当健康保険組合で直接管理栄養士を採用し、保健指導を行いました。

(2) ライオン健康づくりセミナー(LIS21:Lion life Innovation Seminar21)

事業主と協同して、生活習慣病予防のため35歳到達被保険者を、また50歳到達被保険者を対象としたセミナーは新型コロナウイルス感染対策の影響で中止となりました。

感染症予防の為、集合型研修ができない事から、オンライン研修等の他の方法を検討して参ります。

(3) ライオン歯科予防プログラム(ALOHA: All Lion Oral Health Activity)

歯科健診(ライオン歯科予防プログラム)は、新型コロナウイルス感染症の予防の為、全面中止となりました。代替施策として、前年の歯科健診の結果から、ハイリスク者(う蝕歯3本以上 歯周病罹患患者)に対して、ライオン歯科衛生研究所の歯科衛生士による、オンラインでの歯科指導を84名の被保険者に対して実施しました。また、歯間清掃用具使用キャンペーンを行いました。歯間清掃用具使用オンラインセミナーの視聴者に歯間清掃用具を無料配布し、使用の促進を図りました。

(4) 各事業所文体サークル、労働組合等の協賛企画を含め、例年と同様に多彩な行事により、家族ぐるみの体育行事を奨励し、健康づくりを進めましたが、新型コロナウイルス感染症予防の影響があり、例年より低調に終わりました。

3. 家族検診の実施

被扶養者の健康へも配慮し、家族健診を推奨しており、令和2年度は1,069名(達成率73.1 前年76.4%)の方の受診となりました。

適用・給付事業報告

1. 被扶養者認定基準の見直しについて

平成 31 年 4 月より「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」の運用が開始されたのを受け、国内居住要件、被保険者と被扶養者との身分関係、生計維持関係の確認方法や、被扶養者の収入の計算方法について再徹底を致しました。

ポイントとしては、「夫婦共同扶養（いわゆる共働き世帯）の場合の扶養者の要件」、「被扶養者が自営業者の場合の年収の計算方法」、「16 歳以上の子供の認定方法」について見直し、徹底を図りました。

2. オンライン資格確認システムへの対応

厚生労働省が進めている、オンライン資格確認システムへの対応を適宜行いました。

3. 健康保険各種手続きの電子化への対応

在宅勤務が増える中、各種申請に関する電子化を、各事業体と共に進めています。

4. 検認作業の簡素化の為のホームページの改訂

被保険者にとって分かりづらい、被扶養者の条件をチャート化し、ホームページに掲載し、被扶養者の要件や、申請の必要書類を明確化いたしました。

ライオン健康保険組合からのお知らせ

● ジェネリック医薬品への切替え検討のお願い

- 医療費適正化に向けた取組みとして、第1回目の平成23年8月からジェネリック医薬品への切替えメリットが大きいと見込まれる対象者へ、ジェネリック医薬品への切替え通知を発送しています。直近では令和3年2月～4月の実績で82.7%の人のジェネリック医薬品への切替えが確認されました。

【ライオン健康保険組合の取組み】

＜目標＞医薬品全体に占めるジェネリック医薬品の全国平均割合は、令和3年度2～4月において80.4%（使用数量ベース）であり、厚生労働省の目標値は80%です。ライオン健保組合でのジェネリック比率は約82.7%で、全国平均を若干上回っています。今後は、国が定める新基準（ジェネリック医薬品全体に占める目標割合80%）に対し、当健保組合の現在の水準を維持し、更にアップさせる事が目標となります。

＜考え方＞

- ・ ジェネリックは医療費節減（適正化）の一環として有効な手段とされています。
- ・ 厚生労働省の考え方もジェネリック医薬品の使用促進を推奨していることから、継続して転換を推し進めて行きます。
- ■ ジェネリック医薬品への切替え勧奨通知・案内、効果の測定、結果分析等の業務内容について委託先である株式会社大正オーディット社と協力して、分かりやすい情報の提供をこれからも続けていきます。令和2年度10月に、健康保険証やお薬手帳に貼るジェネリックシールの配布を全被保険者に行いました。

【ジェネリック医薬品通知 実施状況経緯】

回	効果 確認月	通知 対象 者 (人)	転換 者 (人)	転換 率 %	想定効果額 年間(千円)		効果額 (円) (3ヶ月)	ジェネリック医薬品割合 ※()カッコ内は全国平均：厚労省				
					10割	健保 負担分		薬剤費%		使用数量%		全国 平均
13	30年 1月	740	81	10.9	15,188	10,830	310,075	17.6	(16.8)	68.7	(68.6)	H29/7
14	30年 7月	692	85	12.3	15,144	10,788	308,120	20.4	(18.6)	74.2	(72.5)	H30/1
15	31年 1月	871	376	43.2	18,688	13,348	778,613	21.2	(18.6)	77.6	(74.6)	H30/7
16	R1年 7月	757	408	53.9	19,615	14,034	643,330	22.6	(19.1)	79.0	(77.6)	H30/12
17	R2年 1月	613	223	36.4	12,777	9,151	506,285	20.4	(19.6)	79.2	(77.7)	H31/3

●関連規程の一部変更について

○令和2年3月1日より組合規程が、以下の通り新設・一部変更になりました。

組合規程一部変更について（案）

（健康増進・啓発活動等の実施に関する規程）

保健事業の活性化を図る為、「健康増進・啓発活動等の実施に関する規程の一部」を次の通り変更する。

（一部負担の金額上限） 保健指導宣伝費の組合一部負担上限金額を被保険者1人当たり1,000円に変更する。

新旧条文対照表

改正後	改正前
（一部負担の金額上限）	（一部負担の金額上限）
第3条 保険年度において、組合が一部負担する金額の上限については、原則として以下のとおりとする。	第3条 保険年度において、組合が一部負担する金額の上限については、原則として以下のとおりとする。
保健指導宣伝費：被保険者1人当たり <u>1000円</u>	保健指導宣伝費：被保険者1人当たり <u>500円</u>
体育奨励費：被保険者1人当たり1000円	体育奨励費：被保険者1人当たり1000円
（以下略）	（以下略）
附則	
（施行期日）	
令和2年3月1日から一部改正し施行する。	

○新型コロナウイルス感染予防、働き方改革、オンライン化、電子化の一環として、理事会、組合会のオンライン対応を図る為、令和2年7月1日より組合規程が、以下の通り新設・一部変更になりました。

新旧条文対照表

新	旧
（組合会の招集手続）	（組合会の招集手続）
第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。	第18条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも6日前に招集状を送付しなければならない。
2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。	2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
3 <u>組合会はテレビ会議システム及びweb会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。</u>	
（組合会の傍聴）	（組合会の傍聴）
第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったとき又は会議システムにより組合会を開催したときは、この限りでない。	第20条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。

(組合会の議決事項) 第 22 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。 (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要な事項 2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第19条第1項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第9条の定足数を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。 (1) 議員の疾病、負傷 (2) 議員に係る災害又は交通途絶 (3) 災害等の発生による外出自粛要請 3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。 (会議録の作成) 第 23 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数 2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。 (1) 会議システムで組合会を開催した旨 (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨 (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨 (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所 3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第1項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。	(組合会の議決事項) 第 22 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。 (1) 規約の変更 (2) 収入支出予算及び事業計画 (3) 収入支出決算及び事業報告 (4) 規約及び規程で定める事項 (5) その他重要な事項 (会議録の作成) 第 23 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。 (1) 開会の日時及び場所 (2) 議員の定数 (3) 出席した互選議員の氏名、数、選定議員の氏名、数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名、数、並びに代理を受けた議員の氏名 (4) 議事の要領 (5) 議決した事項及びその賛否の数 2 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。
--	---

4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

(理事会の招集の手続き)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の7日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、監事について準用する。

5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により、理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を決めて第3項の規定による書面の提示をもとめることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

(1) 理事の疾病、負傷

(2) 理事に係る災害又は交通途絶

(3) 理事等の発生による外出自粛要請

7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の7日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

4 前項の規定は、監事について準用する。

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。

4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。

5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。

(理事長の専決) 第37条 理事長は、<u>施行令第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。</u> (予備費の費途) 第47条 <u>一般勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は次の各号に掲げるものとする。</u> (1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 財政調整事業拠出金 (6) 事務所費 2 <u>介護勘定のうち、予備費を充てることのできる費途は次の各号に掲げるものとする。</u> <u>(1) 介護納付金</u> (附則) この規約は、令和2年7月1日から施行する。	(理事長の専決) 第37条理事長は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号。以下「施行令」という。）第7条第4項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。 (予備費の費途) 第47条 予備費を充てることのできる費途は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 保険給付費 (2) 納付金 (3) 保健事業費 (4) 還付金 (5) 財政調整事業拠出金 (6) 事務所費
---	--

ライオン健康保険組合からのお知らせ

● 医療費削減及び医療提供体制の向上に関して

① 日々健康に留意しましょう。

厚生労働省の健康日本21では、健康寿命の延伸が叫ばれており、寝たきりや介護されることなく、いつまでも地域で元気で生活することを目指しています。

ライオン健康保険組合も同じです。

健康を害することは、自分自身も辛い思いをします。医療費が掛るだけではなく、重症化・長期化すれば会社をお休みしたり、生活や将来の人生にも大きく影響します。

心身ともに、健全であっての仕事です。健康第一ですので、常に健康に留意しましょう。

昨今ライオン社員で問題になっているのは、「生活習慣病」とくに「肥満」です。

新型コロナウイルス感染予防をきっかけに、在宅勤務をする被保険者、被扶養者が著しく増加しています。その事により、運動不足による肥満や、メンタル不調を訴える被保険者が増加しています。日頃からの運動を行い、食生活（バランスの良い食事）にも気を配りましょう。

② たばこは止めましょう！！

タバコは発ガン物質を含んでおり、あらゆる疾病の重症化の原因となります。

当組合でも、喫煙者の医療費は、吸わない方に比べて高くなっています。

社会全般も、禁煙を推奨する方向で推移していますし、健康の為に、是非たばこをやめましょう！

健康保険を使って、卒煙をする方法として、禁煙外来を利用することが可能です。約1～2万円の費用で受診することが可能です。

③ 健康管理・健康づくりを心掛けましょう

生活習慣病は慢性化して治りにくく、長期の治療が必要になり、医療費も多くかかります。日頃から、栄養・休養・運動のバランスのとれた生活を送り、健康づくりを心掛けましょう。

特に在宅勤務が主流になりつつある昨今では、家に籠りっきりで、ほとんど歩かない日もある様です。通勤が無い分、意識的に運動をするように心がけましょう。

健康保険組合では定期的にウォーキングキャンペーンを実施しています。キャンペーンを活用して、運動習慣を身に付けましょう。

④ 定期的に健診を必ず受けましょう

ガンや肝臓の疾病、糖尿病の様に、自覚症状がないまま進行する病気もあります。思い込みは禁物です。病気の早期発見・治療には健診がなにより。結果を心配するよりまずは必ず受診しましょう。

⑤ 歯科医院で定期的に口腔内をチェックしましょう。

歯や口腔機能の衰えは見落としがちです。歯も体の一部ですので、虫歯や歯周病も立派な病気です。ライオン健康保険組合では、歯科関連で1億円を超える医療費が掛かっています。

口腔機能の衰えは、後に低栄養や誤嚥性肺炎を引き起こす原因にもなります。

掛かりつけの歯科医院を見つけ、定期的にメンテナンスをすることをお勧めいたします。

特にライオングループの被保険者は、歯間清掃用具の使用率があまり良くない傾向にあります。

⑥ 重症化しないように保健指導（積極的支援・動機付け支援）を必ず受けましょう。

支援の対象者は【生活習慣病発症の危険性が高い方】になります。自覚症状が現れた

ときには既に遅く、脳卒中、糖尿病、心筋梗塞等の1歩手前まで重症化している場合も増えて

います。

『まだ、大丈夫だろう』などと甘く見ず、危険因子を取り除く機会と考えて是非取り組んでください。

令和3年度より、被扶養者の特定保健指も本格化しています。被保険者自らの健康だけではなく、ご家族の健康にも気を配りましょう。被扶養者の特定保健指導を辞退される方が若干名いらっしゃいますので、必ず受診する様にお願いします。受診しない場合はお医者様にきちんと掛かりましょう。

⑦ ジェネリック医薬品への転換にご協力ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、これまで薬効や安全性が実証されてきた先発医薬品と同等と厚生労働省が認めた低価格な医薬品です。ジェネリック医薬品を選択することにより、薬代の負担が軽減できるだけでなく、国の医療費の節減、医療保険財政の改善にもつながります。2020年10月にジェネリックシールを被保険者宛に郵送しておりますので、ご活用ください。

ジェネリック医薬品の安さの理由



安くても本当に安全？
新薬と何が違うの？

答え

安くても効き目も安全性も新薬と同等です。
また、改良もされているので、飲みやすくなっているものが多いです。

新薬と同じ
ところ

・有効成分、分量・効能、効果
・用法、用量

など

改良されて
いるところ

・味・形、大きさ
・使用感（溶けやすさ・口内に残らない）など



例えば、お子さまにも飲みやすく、こんな工夫が！

▶ 大きなカプセル → 小さな錠剤 ▶ 粉状 → 液体状 ▶ にが味 → 甘く改良

苦いから
飲みたくないよ～！

こんな
ときにも…

甘く、
溶けやすい！

これまでは…

ジェネリック医薬品の改良の一例

慢性副鼻腔炎の薬
ジェネリック
ツロブニスト-D50.1%

▶ 甘く溶けやすく改良。
▶ 子供でも飲みやすい。

風邪・咽頭炎の薬
ジェネリック
ビーエー配合錠

▶ 顆粒でなく
▶ 錠剤に。



ジェネリック希望シールを活用してください

お薬手帳アプリ



アプリをダウンロードして
スマホで管理することも
できます！
※アプリ対応していない薬品が
ある場合もあります。

ジェネリック希望シールを保険証やお薬手帳に貼っていますか？
病院や薬局にジェネリック医薬品に切替えの意思を伝えるのに
非常に有効で便利なツールです。

生活習慣病の薬やアレルギーの薬など継続的に使用する薬は
ご自身の負担額が大きくなります。
早速、ジェネリック医薬品に切替えて医療費を節約しましょう！

健康保険証やお薬手帳にシールを貼って活用しましょう！



ジェネリック希望シール



ジェネリック医薬品をご希望の場合は、まず医師・薬剤師へご相談下さい！



ライオン健康保険組合

●【健康保険組合の新議員のご紹介】

健保組合の議員のうち、下記の網掛けの5名の方が新しく議員になりましたので、お知らせ致します。（議員の任期は3年間です）

ライオン健康保険組合議員名簿（任期:令和2年7月15日～令和5年7月14日）

令和3年8月 1日 現在

選定議員：9名（うち、理事4名 監事1名）			互選議員：9名（うち、理事4名 監事1名）		
氏 名 (選挙区)	組 合 役 職	所属事業所	氏 名 (選挙区)	組 合 役 職	所属事業所
小林 健二郎	理 事 長	ライオン(株) 本社	田淵 照人	理 事	ライオン(株) 研究所 平井戦略統括部
谷川 純	常 務 理 事	ライオン健康保険組合	沼澤 豊重	理 事	ライオン(株) 小田原工場
小池 陽子	理 事	ライオン(株) 人材開発センター	野洲 久義	理 事	ライオン(株) 千葉工場
竹生 昭彦	理 事	ライオン(株) 経 理 部	脇坂 智	理 事	ライオン(株) 労働組合
鈴木 正史	監 事	ライオン(株) 監 査 室	大塚 陽介	監 事	ライオン(株) 経理部
大林 芳文	(事務検査委員) 議 員	ライオン商事(株)	川名 潤	(事務検査委員) 議 員	ライオン(株) 人材開発センター
荒谷 浩幸	議 員	ライオン(株) 大阪オフィス	三枝 史	議 員	ライオン(株) 大阪工場
畑口 豊宏	議 員	ライオン(株) 経営企画部	菅原 亨	議 員	ライオンエンジニアリング(株)
藤本 潤	議 員	ライオン・スペースリテイ ケミカルズ(株)	小山 隆	議 員	ライオンハイゼン(株)

新 任 者

●【事務局メンバー】

令和3年8月現在の健保組合の事務局は下記の5名です。宜しくお願い致します。

常務理事兼事務長：谷川 純
 書記：宇津木克也
 書記：須田 吉一
 書記：野村ゆり子
 管理栄養士：大坪 沙織

ライオン健康保険組合 ☎03-3621-6171